県章

三重県公報

令和2年3月11日（水）
号　外

目　　次

（番号）　（題　名）　（担当）　（頁）

告　　示

139　三重県県税条例の規定による個人の事業税の申告書に係る提出期限の延長　（税収確保課）　1

告　　示

三重県告示第139号

三重県県税条例（昭和25年三重県条例第37号。以下「条例」といいます。）第11条第1項の規定により、条例第50条第1項に規定する個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告書の提出期限のうち、令和元年所得に係る提出期限については、年の中途において事業を廃止した場合を除き、その期限を令和2年4月16日まで延長します。

令和2年3月11日

三重県知事　鈴　木　英　敬

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/